

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

令和5年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,323,960千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
5 財産収入	
	1 財産運用収入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
240	37	277
240	37	277
12,323,923	37	12,323,960

歳出

款	項
4 基金積立金	
	1 基金積立金
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
334,320	37	334,357
334,320	37	334,357
12,323,923	37	12,323,960